

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

知的財産・技術情報サービス取扱規程

(平成 29 年 4 月 1 日規程第 65 号)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）の行う知的財産・技術情報サービス業務の取扱い及び利用料金に関し必要な事項を定める。

(取扱い上の原則)

第 2 条 知的財産・技術情報を取り扱う者は、業務上又は利用上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 知的財産・技術情報を取り扱う者は、この規程の定めを遵守し、信義に従い、これを行うよう心掛けなければならない。

(料金の徴収)

第 3 条 理事長は、知的財産・技術情報の収集提供に関する代行検索ないし S D I 検索等について、利用者から、別紙各項に掲げる料金を当該各項に記載するところにより徴収する。

2 理事長は、前項の規定により難しいときは、個別に料金を定めることができる。

(料金の見直し)

第 4 条 理事長は、別紙に定める利用料金について、社会や経済・取引情勢の変化等に応じて見直しを行うことができる。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるものの他、この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。